

I. 男女共同参画及び女性のエンパワーメント推進に関する アジア太平洋閣僚宣言

I. 前文

1. 我々、国連アジア太平洋経済社会委員会加盟国及び準加盟国の大臣及び代表は、2014年11月17日から20日までバンコクで開催された男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合：北京+20 レビューに集い、

2. 1995年に北京で開催された第4回世界女性会議において採択された北京宣言及び行動綱領¹、及びその後のレビューの成果、中でも女性の地位向上及び男女平等の達成は人権の問題かつ社会正義のための条件の一つであること、したがって単に女性の課題として捉えるべきではないこと、並びに、男女共同参画、すなわち女性と少女の人権の完全な実現及び女性と少女のエンパワーメントは、包括的かつ持続可能な社会経済の発展、及び全ての人々に個人的、政治的、社会的、経済的、文化的及び環境面の安全性を与える公正な社会にとって必須の条件であることを再確認し、

3. また、女性と少女に対するあらゆる形態の差別に対処する施策を確実に実施し、教育、健康、結婚及び家族関係、国籍、財産権、雇用、法律及び経済・社会生活を網羅する私的、政治的、及び公的な生活における男女間の平等なアクセス及び機会の均等を確実に実現することによって、アジア太平洋地域の全ての男女の実質的な平等を実現する上で、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約²が最も重要であることも再確認し、

4. さらに、世界人権宣言³、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言⁴、ウィーン宣言及び行動計画⁵、及び国際人口・開発会議行動計画の重要性を再確認するとともに、普遍的で、不可分で、相互に依拠及び関連していると見なされる他の人権に関する国際文書、及び多様性の中での男女の平等な権利の重要性も再確認し、併せて、全ての国家が、性、ジェンダー、人種、皮膚の色、種族、言語、配偶者の有無、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な又は社会的な出身、出生、障害、HIV及びAIDS、と同様に、職業、移民、法律上の立場など、いかなる種類の区別も全く関係なく全ての人々の人権と基本的な自由を守り、高めていく責任があることを強調し、

5. 必要に応じ、全ての男女の平等な権利を奨励する国際規約や国際条約、中でも、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関

¹ 「第4回世界女性会議報告書」1995年9月4日-15日、於北京（国際連合出版物販売番号E.96.IV.13）第1章、決議1、附属書I及びII（*Report of the Fourth World Conference on Women, Beijing, 4-15 September 1995* (United Nations publication, Sales No.E.96.IV.13), chap. I, resolution 1, annexes I and II）

² 国際連合条約集第1249巻20378号、及び国際連合条約集第2131巻20378号（United Nations, *Treaty Series*, vol. 1249, No. 20378; and United Nations, *Treaty Series*, vol. 2131, No. 20378.）

³ 国連総会決議217 A (III)（General Assembly resolution 217 A (III).）

⁴ 国連総会決議48/104（General Assembly resolution 48/104.）

⁵ A/CONF.157/24 第I部、第3章（(Part I), chap. III.）

する国際条約⁶、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁷、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁸、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約⁹、全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約¹⁰（移住労働者権利条約）、家事労働者の適切な仕事に関するILO第189号条約を想起し、

6. また、児童の権利条約¹¹とともに、いかなる差別もなく少女の権利を尊重し、確保するために生じる義務も想起し、

7. さらに、先住民族の権利に関する宣言¹²とともに、先住民族の女性及び少女の経済的及び社会的条件を継続的に改善し、あらゆる形態の差別や暴力から完全に保護する上で有効な施策を確実に講じるために必要条件を想起し、

8. 障害者の権利に関する条約及び選択議定書¹³が障害のある女性及び少女の権利に条項の一つを充てていることを想起し、

9. また、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの目標達成に向けた国連総会決議 48/108、49/161、51/69、S-23/2、S-23/3、55/71、58/147、59/167、60/1、62/134、64/145、66/128、66/129、66/130、66/216、66/288、67/144、67/148、67/226、68/137、68/139、68/146、68/191 及び 68/227 のコミットメントを想起し、

10. さらに、女性、平和と安全保障、及び紛争の全ての局面と紛争終結後の状況における女性及び少女の保護、権利及び福祉、紛争防止と解決、及び再建と平和構築の取組における女性の平等な参画、武装解除及び動員解除プログラムへの元女子戦闘員の包摂、女性及び少女に対する罪を犯した者の訴追、及び女性及び少女が受けた犯罪に相応した補償要求を確実にを行う重要性について言及した国連安全保障理事会決議 1325（2000年）、1612（2005年）、1820（2008年）、1889（2009年）、1960（2010年）、2106（2013年）、2117（2013年）、及び2122（2013年）を想起し、

11. 気候変動及びそれに関連した幅広い影響を最も鋭敏に感じるの

⁶ 国際連合条約集第 660 巻 9464 号（United Nations, *Treaty Series*, vol. 660, No. 9464.）

⁷ 国連総会決議 2200A (XXI)（General Assembly resolution 2200A (XXI).）

⁸ 国連総会決議 2200A (XXI) 附属書（General Assembly resolution 2200A (XXI), annex.）
国際連合条約集第 999 巻 14668 号（United Nations, *Treaty Series*, vol. 999, No. 14668）
及び総会決議 63/117 附属書を参照（General Assembly resolution 63/117, annex.）

⁹ 国際連合条約集第 1465 巻 24841 号（United Nations, *Treaty Series*, vol. 1465, No. 24841.）

¹⁰ 国際連合条約集第 2220 巻 39481 号（United Nations, *Treaty Series*, vol. 2220, No. 39481.）

¹¹ 国際連合条約集第 1577 巻 27531 号、国際連合条約集第 2173 巻 27531 号、及び国際連合条約集第 2171 巻 27531 号（United Nations, *Treaty Series*, vol. 1577, No. 27531; United Nations, *Treaty Series*, vol. 2173, No. 27531; and United Nations, *Treaty Series*, vol. 2171, No. 27531.）

¹² 国連総会決議 61/295 附属書（General Assembly resolution 61/295, annex.）

¹³ 国際連合条約集第 2515 巻 44910 号、及び国際連合条約集第 2518 巻 44910 号（United Nations, *Treaty Series*, vol. 2515, No. 44910; and United Nations, *Treaty Series*, vol. 2518, No. 44910.）

は、地理、性、ジェンダー、先住民族若しくは少数民族の地位、又は障害などに起因する脆弱性を既に抱えている層の人々であることを認識し、

12. 変革的で包括的なアプローチを通して残る重要な課題に取り組むよう各国に要請し、男女共同参画、女性のエンパワーメント及び女性と少女の人権が、独立した目標として反映され、ターゲットと指標を通して、新しい開発の枠組のすべての目標に統合されるよう要請した第 58 回国連婦人の地位委員会の成果に留意し、

13. 男女共同参画並びに女性及び少女のエンパワーメントに向けた地域のコミットメント、特にアジア太平洋地域における女性の地位向上に対するジャカルタ宣言及び行動計画¹⁴、北京+15 に向けたバンコク宣言¹⁵、アジア太平洋障害者の「権利を実現する」仁川戦略¹⁶、国連アジア太平洋経済社会委員会決議 157 (XXXI)、203 (XXXVI)、249 (XLII)、46/6、51/7、52/3、53/2、57/3、61/10、66/9、67/9 及び 69/13 を認め、

14. ASEAN 地域における女性に対する暴力撤廃宣言¹⁷、ASEAN における女性及び児童に対する暴力撤廃宣言¹⁸、買春を目的とした女性及び児童の不正取引の防止及び撲滅に関する南アジア地域協力連合 (SAARC) 条約¹⁹、南アジアにおける児童福祉促進のための地域協力体制に関する南アジア地域協力連合 (SAARC) 条約²⁰、太平洋首脳による男女共同参画宣言²¹、女性・平和・安全保障に関する太平洋地域行動計画 (2012 年-2015 年)²²、及び改定男女共同参画のための太平洋行動枠組み 2005 年-2015 年²³に留意し、

15. 女性の多様性を心に留め、ジェンダーに基づく差別はそれだけで起こるものであるが、しばしば、年齢、人種、種族、宗教や信仰、健康、障害、階級、社会的出身や職業、さらには移住者法的その他の地位などの要素に関連する他の形態の不平等に関連していること、また、差別は重なり複合的な形態を取ることで、不正や社会的疎外、抑

¹⁴ 国連人権委員会 (E/CN.6/1995/5/Add.1.)

¹⁵ 国連アジア太平洋経済社会委員会 (E/ESCAP/66/14 and Corr.1 and 2.)

¹⁶ 国連アジア太平洋経済社会委員会決議 69/13 附属書、別表 1 (Commission resolution 69/13, annex, appendix 1.)

¹⁷ 東南アジア諸国連合 (ASEAN)、2004 年 6 月 30 日、於ジャカルタ (Association of Southeast Asian Nations, Jakarta, 30 June 2004.)

¹⁸ 東南アジア諸国連合 (ASEAN)、2013 年 10 月 9 日、於バンドルスリプガワン (Association of Southeast Asian Nations, Bandar Seri Begawan, 9 October 2013.)

¹⁹ 南アジア地域協力連合、2002 年 1 月 5 日、於カトマンズ (South Asian Association for Regional Cooperation, Kathmandu, 5 January 2002.)

²⁰ 同上 (Ibid.)

²¹ 太平洋島フォーラム、2012 年 8 月 30 日、於クック諸島ラロトンガ島 (Pacific Islands Forum, Rarotonga, Cook Islands, 30 August 2012.)

²² www.forumsec.org/resources/uploads/attachments/documents/女性・平和・安全保障に関する太平洋地域行動計画（最終承認）Pacific%20Regional%20Action%20Plan%20on%20Women%20Peace%20and%20Security%20Final%20and%20Approved.pdf

²³ 第 2 回女性に関する太平洋閣僚会合、2004 年 8 月 20 日、於フィジー島ナンディ (Second Pacific Ministerial Meeting on Women, Nadi, Fiji, 20 August 2004.)

圧の経験を更に悪化させ得ることを認識し、

16. 人権擁護の活動に従事している女性を保護すべきこと、及び各国政府は、人権の促進及び保護のために個人的又は組織的立場で平穩に活動している女性たちが、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に明記された全ての権利を完全に享受できるよう保証する義務があることを想起し、

17. 非政府組織、女性団体や女性研究センター、女性グループや女性研究者たちが、草の根の活動、ネットワークづくりやアドボカシーを通じて、女性の人権の促進において触媒的な役割を果たしていること、及びこうした活動を行うために、政府からの奨励、支援、及び情報へのアクセスを必要としていることに留意し、

18. 男女共同参画及び女性と少女のエンパワーメントは、人権の成就、及び全ての人々と社会のための公平で、ジェンダーに配慮した、包摂的で、持続可能な発展のために重要であることを再確認し、

19. 全ての社会における女性の多様性ととも、最も恵まれない女性たちはその地位の改善と生産資源へのアクセスの改善のために具体的な施策を必要としていることを認識し、

20. 社会の基本単位である家庭における女性と男性の重要で平等な役割とその結果として、家庭及び社会双方の福祉の促進の重要性を再確認し、そのような意味で、子育てには、両親（女性と男性）、及び社会が全体として責任を共有する必要があること、妊産婦であること、母であること、及び子育てをしていることが、差別の根拠としたり、女性の完全な社会参画を制約してはいけないことを認識し、

21. 家庭が全ての女性及び少女に対する国際的に承認された開発目標の達成を含め、持続可能な発展に貢献していること、さらには、男女平等及び女性のエンパワーメントが家庭と社会双方の福祉を向上させるとともに、そのような意味で、北京宣言及び行動綱領で言及されているように、文化的・政治的・社会的システムの差異により様々な家庭の形態が存在することを認識しながら、男女共同参画、女性のエンパワーメント、及び家庭における男女による責任の共有を達成するとともに、女性の完全な社会参画を向上させるという目標に向け、家庭政策を練り上げ、実施する必要性が強調されることを認識し、

22. また、アジア太平洋地域においては1995年以降、女性と男性、少女と少年の間の平等の実現に向け、個人的、社会的、政治的及び経済的生活の多様な部門や領域にわたり、著しい進展を遂げてきたことも認識し、

23. 男女の平等を促進するため国際的にも地域においても多様な文書が存在し、かつ平等に向け前進してきたにもかかわらず、女性及び少女に対する差別、偏見及び抑圧が根強く残ることを認め、

24. また、北京行動綱領で設定された目標及び成されたコミットメントが、12の重大問題領域、すなわち、貧困、教育と訓練、健康、暴力、武力紛争、経済、権力と意思決定、女性の地位向上のための制度的な仕組み、女性の人権、メディア、環境、及び女兒の全てにわたり、完全には達成あるいは実施されていないことも認め、

25. 北京行動綱領に明記された目標、目的及び行動を完全に実現するためには、制度の強化と改革、予算の増額、監視と評価の強化、説明責任の向上、より強固な連携と地域協力の強化とともに、アジア太平洋国家の置かれた状況の違い、特に小島嶼開発途上国（SIDS）など気候変動のリスクにさらされている国々が直面する脆弱性を考慮する必要もあることも確認し、

II. 政治的コミットメントを再確認する

26. 北京宣言及び行動綱領、及びそれに続くレビューから生じた勧告とこの間に得た教訓を完全かつ効果的に実施するという我々のコミットメントを再確認し、その結果、アジア太平洋地域において男女共同参画及び女性と少女のエンパワーメントの達成に向け、残されている実施上のギャップに取り組み、新たに起きている課題や機会に対処していくことを誓約し、

27. 女性及び少女の多様な集団に対するあらゆる形態の差別を非難し、複合的かつ重複する形態のジェンダー不平等、無力化及び差別に取り組むための行動と投資を強化することを誓約し、

28. とりわけ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づく義務に従い、女性及び少女の権利と機会を拡大する施策や女性及び少女が社会的、経済的及び政治的生活に完全に参画する妨げとなっている障害を取り除く施策などを通して、ジェンダー不平等、暴力及び差別を生み出す社会的な決定要因や根本原因に取り組み、もって、全ての女性及び少女に力を与え、その置かれた状況及び地位を実質的に改善することのできる環境を創出することを誓約し、

29. 新たに生じた問題や課題と共に、行動綱領の 12 の重大問題領域全てを網羅し、アジア太平洋にわたる女性と少女のエンパワーメント及び男女共同参画の達成を支援する法律、戦略、政策、プログラム、規則や規制、及び予算に着手し、開発、強化、監視、改革、実施、及び評価を行うことも誓約し、

III. アジア太平洋地域における成果を強固なものとする

30. 北京宣言及び行動綱領の目的及び行動に改めてコミットする中で、男女共同参画、及び女性と少女の多様な集団のエンパワーメントの実現においては成果が得られたが、同時に、女性及び少女に対するあらゆる形態の直接・間接の差別の撤廃においては問題が残ることを認識し、特に 12 の重大問題領域及び 1995 年以降生じた課題に言及し²⁴、

女性と貧困

31. 全体とし極貧に生きる女性と少女の比率が減少し、アジア太平洋の至る所で女性と少女のための食の安全性が改善したことは、とりわけ女性に狙いを定めた雇用、教育及び生計プログラムなどの社会的保護政策の実施や、女性に狙いを定め、国の法律に従って女性と男性、及び少女と少年の相続の平等な権利への道を開く法律の導入と施行に

²⁴ 第 III 部は、行動綱領の実施についてアジア太平洋地域で行われた進捗状況調査、及び各国のレビュー報告書から各国政府が提供した情報の予備的な分析から得られた知見を基にしている。

関連していることに感謝をこめて言及し、

32. しかしながら、困窮状態で生活し、一人一日 1.25 ドルから 2.00 ドルの生活費で生き延びている女性や少女、さらには、土地その他の資産及び経済資源へのアクセスにおいて、所有権、対等な共有の支配権及び管理における差別と排除に直面している女性や少女の個々の絶対数が増加しており、それが特に農村地域、遠隔地、地理的に孤立した地域、交通不便な地域、及び窮乏地域において、移民女性、先住民女性、障害のある女性及び少女、未亡人及び女性世帯主、一人暮らしの女性、離婚した女性、国内避難民女性及び少女、及び高齢女性など、女性と少女の多様な社会的弱者の集団においてみられることから、根強い貧困の女性化に対して懸念を表明し、

女性の教育と訓練

33. アジア太平洋のほぼ全ての国々で初等教育就学率に関して著しい進歩があり、男女平等が達成されたことを認める。我々は、また、中等教育及び高等教育への少女と女性の就学率及び学業継続率を向上させるとともに、女性の識字率と職業訓練及び昇進コースへの参加を増加させるための当地域全域にわたる取組を認め、

34. しかしながら、そのような成果にもかかわらず、中等教育において少女は少年より学校を去る傾向が強く、女性は男性ほど正規の教育を続ける可能性は高くなく、男性より読み書きができない傾向が強く、性別固定観念に基づいて進められる教科が根強く残っており、カリキュラムにおいても、教師の間においても、及び教科書においても、差別的で偏った固定的性別役割分担意識を強める動きが根強いことに懸念を表明し、女性と少女に対する教育の進歩が経済的成果の改善につながっていないことに言及し、

女性と健康

35. アジア太平洋における妊産婦死亡率が過去 20 年でおおよそ 62% とかなり減少したことを認識するとともに、女性の出生時平均余命、カロリー摂取量、及び性と生殖に関する健康と権利などの保健サービス提供の伸びについても注目し、

36. しかしながら、本地域における妊産婦死亡の発生率全体は未成年者も含め高いままであること、熟達した出産介添人、出生前及び出産後のケア、家族計画のサービスと情報、及び産科救急と新生児のケアに対するアクセスが限られていること、危険な妊娠中絶から起きる合併症の不適切な治療が引き続き妊産婦死亡の大きな割合を占めていること、及び本地域内では依然として国ごとに妊産婦死亡率に大きな開きがあることについて憂慮をもって注視する。我々は、また、性と生殖に関する健康についての総合的な情報及びサービスに対するアクセス、人間のセクシュアリティについて年齢にふさわしく科学的根拠に基づいた総合的な教育に対するアクセス、及び、中絶を受けた女性及び少女を罰する法律の見直し及び廃止の検討など、法的、構造的、経済的、及び社会的障害の除去を含め、全ての人々に対し性と生殖に関する健康と権利を尊重、促進、保護することに関して、より大きな進展が必要であることを留意する。我々は、さらに、本地域において女性及び少女の間で児童婚、早婚、強制婚、及び望まない妊娠に終止符を打つ必要性に言及する。さらに、HIV の感染に対する脆弱性を引き起こす一因となる社会文化的、経済的、及び法的要因に対処することにより、女性及び少女の間で新たな感

染が拡大しないようにする必要性及び HIV についての知識を強化する必要性とともに、機密保持とインフォームド・コンセント（医師等の説明の下の同意）を確実に行ったうえで、HIV 感染者と重要な役割を果たす住民、及び市民社会の全面的で積極的な参加をもって、予防、治療、ケア及び支援に広範に多くの部門で取り組めるようにするため、全国規模の持続可能で総合的な対応策を強化することを通じて、HIV などの性感染症の予防及び治療手段の範囲を拡大する必要性にも留意する。我々は、また、女性及び少女の間の非感染性疾病の拡大についても注意し、年齢、職業、出身国、障害、社会経済的その他の地位にかかわらず、確実に全ての女性と少女が普遍的な保健サービスにアクセスできるようにする必要性にも言及する。

女性に対する暴力

37. 本地域の多くの国において女性及び少女に対する暴力を防ぎ、多岐にわたる暴力から女性及び少女を保護し、暴力事件のサバイバーに対し多くの部門にまたがる幅広いサービス及び支援を提供し、かつ暴力の加害者を訴追するため、新たに総合的な法律、政策、行動計画及びイニシアチブが導入されたことを称賛し、

38. しかしながら、以下のことに深い憂慮を表明する。本地域における女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力が容認しがたいほどの高い頻度で起こっており、中でも特筆すべきは、性的暴力、ジェンダーに基づく暴力、親密なパートナーからの暴力、及び ICT を用いた暴力などであること、法律の未施行、差別的な法規定、法施行の遅滞及びジェンダー感覚の欠如、女性及び少女に対する暴力加害者刑事免責を受ける場合があること、特定の女性集団、すなわち独身女性、高齢女性、先住民女性、社会的弱者である女性、移住民女性、未亡人、貧窮化した女性、障害のある女性及び少女、HIV 感染者及び AIDS 発症者の女性、及び性的搾取を受けた女性及び少女などを標的にした暴力があること、特定の形態を取る女性と少女に対する暴力、すなわち幼女殺害、名誉犯罪、児童、若年強制婚及び労働、女性及び少女の人身売買、魔術を告発された女性に対する殴打及び殺人、持参金に関する暴力、女性器の暴力的な切除などの悪しき慣行による暴力があることである。

女性と武力紛争

39. 本地域において女性と少女が核実験や不発弾など武力紛争から男性と少年とは異なる影響を受けていることに対処する取組とともに、武力紛争の防止と解決、平和維持と構築、さらには、紛争解決と平和構築に向けた意識改革、教育プログラム、武力紛争の影響を受けた女性と少女に対するサービスの提供、及び武力紛争を経験した女性に対する長期にわたる総体的な支援と社会復帰など、女性、平和及び安全保障に関する小地域及び国家的な行動計画の整備及び実施において女性が果たす重要かつ積極的な役割を強化する取組を認識し、

40. また、武力紛争及び戦争期間中のレイプ及び性的暴力は深刻な人権侵害であり、女性及びその家族に対し長期にわたり身体的及び心理的に否定的な結果をもたらすものであることを認識するとともに、我々は、武力紛争、紛争からの移行期、及び紛争終結後の状況において、女性が指導的立場及び意思決定を行う地位を十分に代表していないままであることに留意し、平和と安全保障の維持及び促進のための全ての取組に女性が対等に参画し、全面的に関与するこ

との重要性、及び復興と再建の取組などにおいて意思決定で果たす女性の役割を高める必要性を強調し、平和・安全保障における女性の参加と関与、及びこの分野における女性の役割を高める重要性を強調する。我々はまた、アジア太平洋地域の大半の国々で、次のような規範的な枠組みが整備されていないことに留意したい。すなわち、武力紛争の時期及び紛争終結後の状況において確実に女性と少女を保護すること、武力紛争の解決と防止、及び平和構築に女性と少女の参加を確保すること、性的暴力、超法規的処刑及び強制的失踪など、女性及び少女に対する人権侵害の加害者を確実に訴追すること、長期的プログラムにおいて回復、補償及び復帰の規定を確保し、女性元戦闘員の再統合など母子家庭のためジェンダーに配慮した政策に着手すること、及び刑事免責と闘うため修復的司法の規定を確保することである。

女性と経済

41. 労働の分野において女性と男性を差別せず、平等の権利、機会及び待遇を推進するため、次のようなプログラム及びイニシアチブが展開されていることに感謝をこめて言及する。同一労働同一賃金又は同一価値労働同一賃金、母性の権利、土地・家屋や他の資産に対する平等なアクセス及び所有権、ハラスメントからの保護、及び職業訓練及び女性の起業支援に取組む法律の制定及び強化、同様に、持続的な経済成長を推進するため、女性の積極的な労働参画を高めるためのインセンティブの導入である。我々は、また、移民を統治する法及び政策の枠組みを強化し、移住民の女性労働者とその家族、及び非公式経済における女性労働者の保護に努める取組が行われていることを認識している。我々は、また、民間金融機関の貸出その他のサービスに対する便利なアクセスを提供する必要性も認識している。

42. しかしながら、女性の経済参加は、特に正規のディーセントな雇用の場合、本地域の多くで不均衡に低いままであり、1990年代の初め以降、男性雇用の62%から65%の間に止まっていることに懸念を表明する。女性は今なお無償労働、特に家庭内の家事及び育児・介護労働に一義的な責任を負うとともに、本地域における臨時、低賃金及び非熟練の非正規労働者の大多数を占めており、しばしば社会的・法的保護を全く受けずに働いている。我々は、共通の社会的保護政策を優先的にを行うことにより、家庭内の世話という無償労働を評価、削減及び再配分する緊急の必要性があることを指摘する。さらに、我々は、組合結成及び団体交渉の自由の権利など労働基本権が欠落していることを指摘する。我々は、変わることはない性別賃金格差、垂直的・水平的隔離、及び女性が不動産や金融資産にアクセス、所有及び管理する際に直面する障壁があることを指摘する。我々は、また、移住女性は、特に不法滞在の場合、搾取や虐待を受けやすいため、移住女性労働者の出身国、経由国及び最終滞在国において、人身売買の需要を排除し、効果的に保護及びエンパワーメントするための制度的枠組みと仕組みを確立、強化する緊急の必要性があることを指摘する。女性の経済的エンパワーメントを促進するに当たっては、様々な集団に属する女性とその権利と十分な可能性を実現できるようにするために、次の努力を強化する必要性を認識している。すなわち、雇用機会の均等を実現し、女性の起業を支援し、民間部門の指導的地位に女性の代表を増やし、仕事と生活のバランスを取れるよう支援し、ジェンダーに対する固定観念の制約に取り組み、また雇用機会の均等を実現し、女性がその可能性を

十二分に発揮するとともに、仕事と家庭に対する願望を達成できるようにすることである。

権力及び意思決定における女性

43. 公的統治機構において女性の代表を増やす取組、中でも、地方レベルも含めアジア太平洋の各国で、制度上の差別の是正を目的とした官民部門の積極的措置（アファーマティブ・アクション）と同様に、女性の議員や上級職公務員の大幅な増員をもたらすジェンダーによる目標のような暫定的特別措置の進展を歓迎し、奨励する。

44. しかしながら、本地域における女性議員の比率は世界の平均より低いままであること、及び国会における女性の代表の増加が、が地方団体や企業統治の意思決定者の間で女性代表の大幅な増加につながっていないことを、懸念を持って注視している。

女性の地位向上のための制度的な仕組み

45. アジア太平洋地域の国々が、女性及び少女の地位向上のために独立した国内本部機構を設置していることを称賛する。とりわけ、男女差別と不平等の根本原因に取組むための政府全体で多部門にわたる支援のアプローチが結集されているような場合、我々は、男女共同参画及び女性と少女のエンパワーメントという目標に向け前進する上でそうした仕組みが果たす中心的役割を認め、強化する。

46. しかしながら、男女共同参画を達成し、女性と男性、少女と少年が十分かつ自由に人権を全て享受できるよう、人権の実現を確かなものにするという我々のコミットメントを後押しするためには、人的、財政的、及び技術的な資源を増やすとともに、我々の政府機構内部で女性の地位向上のため国内本部機構の指導力や権限及び地位を強化する必要性を認識している。我々は、また、男女共同参画を達成し、女性と少女のエンパワーメントを図るための責任は全ての政府機関が共有しており、したがって、政治的意思を形成し、意識を高め、資源を強化し、能力を開発するとともに制度的な仕組みや評価戦略を確立し、必要な場合には、国から地方レベルまでの全ての政府の省庁や部局の業務に男女共同参画を主流化する必要があることも認識している。

女性の人権

47. 全ての女性と少女のための人権を支援するアジア太平洋地域の国々によって、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）が殆ど普遍的に批准されていることを称賛しつつ、女性と男性の平等な権利を保護し、促進するための国の法制上の措置、及び全ての女性と少女のリーガルリテラシーを高めるためのイニシアチブの双方に言及する。

48. しかしながら、アジア太平洋においては、女性と少女に対する暴力の横行、司法及び法律の執行手順における差別的慣行、及び根強い差別と固定的性別役割分担意識によって、女性に対する服従への圧力が強められ、社会的、政治的及び経済的な生活の全ての側面に女性が十分かつ自由に携わる能力が制限されていることに明らかのように、女性と少女の生殖に関する権利などの権利及び女性と少女の人権の擁護者の権利に対する侵害が続いていることに危機感を抱

いている。我々は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び選択議定書の普遍的な批准を検討する重要性、及び、必要に応じて条約に基づく締約国義務に従い、国内法を制定及び又は強化する必要性を繰り返し表明する。我々は、また、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約²⁵及び同議定書、特に、人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書²⁶、並びに全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約²⁷の批准及び効果的な執行の検討についても奨励する。

女性とメディア

49. 女性や少女のニーズ、関心、利害に対応するとともに、バランスの取れた、固定観念にとらわれない女性や少女の描写を促進する教育・訓練プログラム及びメディア・プログラムなどを含め、情報、通信手段、メディア、及び情報通信技術（ICT）に対する公平なアクセスと活用を促すための方策が取られてきたことに言及する。そうした方策と関連し、我々は、さらに、より多くの女性や少女が「通信コネクション」のおかげで自信と力を与えられていることに言及する。コネクションは、女性と少女の表現の自由に対する権利を支えるとともに、固定的性別役割分担意識に異議を申し立て、意見やアイデアを共有し、知識を形成し、情報にアクセスする権利も支えている。我々は、また、女性と少女のメディア及びデジタルに対するリテラシーを高めることが、公的な社会生活において最大限能動的な主体となる上で必須であることにも留意する。

50. しかしながら、我々は、女性及び少女がいまだに男性及び少年ほどにはメディア及びICTに対するアクセスが多くはないこと、メディア及びICTの分野において得ている意思決定の地位がより少ないこと、及びメディア及びICTのガバナンス及び発展に影響を与えることがより少ないことに心配の念を抱いている。女性は、オンライン上でハラスメントやストーキング、暴力にさらされ、抑圧的で偏見に満ちた固定的性別役割分担意識を増長するメッセージや画像を受取り続けている。我々は、インターネットや携帯電話のサービス・プロバイダーには女性と少女の安全とプライバシーを確保する重要な責任があることに言及する。我々は、また、メディアは、進歩しているにもかかわらず、時には女性の権利や利益、及びエンパワーメントにとって有害となる差別的で下品で性別固定的な描写や女性の消極的な行動の描写を助長していることにも懸念を抱いている。

女性と環境

51. 2020年までの温室効果ガスの地球規模の排出に関して、当事国が誓約した削減効果の総量と、世界の平均気温を産業革命前の水準からプラス 2°C 又は 1.5°C 未満に保つことができるようにするために達成すべき排出総量には著しい隔たりがあることを、深刻な懸念を持って注視する。

52. とはいえ、特に気候変動や災害の影響に対して脆弱なために、

²⁵ 国際連合条約集第 2225 巻 39574 号 (United Nations, *Treaty Series*, vol. 2225, No. 39574.)

²⁶ 国際連合条約集第 2237 巻 39574 号 (United Nations, *Treaty Series*, vol. 2237, No. 39574.)

²⁷ 国際連合条約集第 2220 巻 39481 号 (United Nations, *Treaty Series*, vol. 2220, No. 39481.)

強制立退き、国外移住、住替え、及び強制移動が増加している地域においては、世界、国及び地域のイニシアチブや関与によって、次の取組が促進されている。すなわち、自然災害と気候変動の影響が女性と少女には不均衡にかつ遅れて発現することに対処し、災害リスクの削減及び持続可能な開発に関する政策においてジェンダー主流化を促進し、かつクリーンで再生可能なエネルギー資源、安全な飲料水や公衆衛生、及びテクノロジーに男性と女性が平等にアクセスし管理できるよう支援する取組である。

53. しかしながら、天然資源や土地に対して公平な所有権、管理及びアクセスを実現する上で女性が直面している不均衡なほどの障害は変わっていないことに懸念を表明する。我々は、また、採取産業や多国籍企業の行動が土地や天然資源に対する女性の権利に与える影響についても懸念している。さらに、先住民や農村の女性などの環境に関する知識やスキルはしばしば無視されており、気候変動や災害リスクの削減・管理などに関連した環境政策や環境プログラムの企画、実施及び評価を行う意思決定機関において女性の代表が不足している状態は変わっていない。我々は、気候変動及び自然災害に関して、女性と男性、少女と少年のニーズ及び脆弱性を同等に検討するなど、より強力にジェンダー主流化が進む必要があることを再確認する。我々は、女性及び少女に対する気候変動及び災害の影響に対応するため、女性及び少女の基本的権利を考慮に入れ、虐待、搾取及び強制立ち退きから守ることなど、世界規模で具体的な取組を行うよう奨励する。

女兒

54. アジア太平洋の国々が児童の権利条約の普遍的批准を行うとともに、少女及び少年の権利を保護するための法的枠組みを整備、強化し、一人ひとりの児童の全人的な成長を育むため、条約に関連した取組に参画していることを称賛する。我々はまた、幼児及び5歳未満の児童の死亡率、栄養不良、及び10代の妊娠の減少、及び、少女に対する悪しき慣行としての刑事免責の終結などの分野で進展が見られることにも言及する。

55. しかしながら、本地域内の場所によっては、女兒に対する権利の侵害が続いていること、児童の性別割合がアンバランスであること、児童婚・若年婚及び強制婚が横行していること、及び10代の妊娠が見られること、さらに、少女よりも少年により高い価値が置かれていることについて、深く憂慮している。少年に対する選好は、息子が望まれており、女の乳児殺害があり、少年よりも少女の間で栄養不良率がより高く、少女の就学率はより低く、また、女兒に人身売買とともに、労働搾取、児童労働あるいは性的搾取などの深刻な搾取があることから明らかである。我々は、少女に対して性と生殖に関する健康の総合的なサービスを提供する必要性を認識している。

56. 若者が利用しやすく、誰でもアクセスできる総合的なヘルスサービスを緊急に提供する必要性を認識している。その中には、若者が利用しやすい性と生殖に関する健康サービス、非伝染性疾病教育とともに、人間の性に関する年齢にふさわしい、総合的な、事実に基づいた教育がある。これは、女性が望まない妊娠、安全ではない中絶、HIV や性感染症、及び児童婚・若年婚及び強制婚から自らを守るため、自らの性と生殖に関する健康について十分な情報を得た上で決断できるようにする上で不可欠なものである。我々は、また、

若者が利用しやすいサービスにとって障害となる法律や規制、及び社会的障害を緊急に取り除く必要性も認識している。

IV. 未来への行動：2015年以降の時代に北京宣言及び行動綱領の実施を加速させるための方策

57. 男女共同参画の目標達成に向けた前進とともに、根強く残る課題及び新たに浮上している課題を認識し、全ての人々の人権、及び公平で包摂的かつ持続可能な開発を十分に実現するため、北京宣言及び行動綱領の戦略目標を達成する必要性を再確認し、さらに男女共同参画の進展に効果的に寄与してきた政策、法律、戦略、プログラム及び行動に基づきかつこれを強化し、国々の優先順位や状況を考慮に入れた上で、以下について誓約する。

制度の強化

(a) 男女不平等の根底にある構造的原因を取り除くため、公的機関を強化、特に行動綱領の十分かつ効果的な実施を支援するジェンダーに対応した立法を促す議会の能力を強化し、さらに行動綱領を十分かつ効果的に実施するために、女性の地位向上のための国内機構が他国の組織と協力して取り組めるよう、人的及び財政的能力を強化すること、

(b) 健康、性と生殖に関する健康と権利、家庭生活、家計、教育、及び雇用など、女性の生活のあらゆる局面における女性の意思決定及び自主性に関して、差別的な社会の通念や姿勢を変えるため、法律や政策の障害を取り除き、積極的な方策を取ること、並びに司法や法律上の救済に対する女性及び少女のアクセスを確保すること、

(c) 男女共同参画の推進、女性の権利の保護、及び女性の地位向上を目的とした国の機構の地位と権能を強化すること。これは国の状況に従い、独立した省として設立されていない場合は、各省の調整を行う中心的な省庁の中に設置できるようにすること、

(d) 女性の地位向上を目的とした国の機構が十分かつ効果的にその権能を発揮するために、国の状況を考慮に入れながら、資金調達を行うこと、

(e) 男女共同参画及び女性の地位向上を目的とした国の機構に十全かつ適切な人材、及び技術的・財政的資源を備え、その能力を高めること、

(f) 政府及び議会など全ての公的機関で、ジェンダーを主流化するための説明責任の仕組みと方策を確立するとともに、男女共同参画を政策、法律、プログラム、計画、公費支出手続き等の方策の企画、実施及び評価に一体化することによって、機関全体にジェンダー主流化を制度として行き渡らせること、

(g) 全ての女性と少女の多様なニーズと状況を、ジェンダーと障害の部門間も含め、国から地方のレベルまでジェンダーに対応した政策とプログラムに組み込むこと、

(h) 女性及び若年女子が全ての政府レベルで男性と完全に平等な参画を達成することを目指し、女性及び若年女子が国の法律に従って意思決定を行う地位への参画と指導性を高めるために考えられる全ての方策を遂行すること、

(i) 全ての部門にわたり協調した集中的方法で、全ての形態の差別の解消を含め、男女不平等の根本原因及び女性と少女の具体的なニーズと利益に対処する上で、政治的な関与及び能力を強化するため、全ての国家機構の政策立案者及び公務員の間で、ジェンダー、男女共同参画、女性の人権、及び女性のエンパワーメントの課題について認識を高めること、

(j) 人権委員会や人権オンブズマンなど、女性に関する国内本部機構の枠を超えた他の説明責任の仕組みを強化し、他の監視機関との連携を通じて、女性に関する国内本部機構の実効性を高めることができるようにすることを重視すること、

(k) 行動綱領、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利条約、障害者の権利に関する条約の実施に責任を負う政府省庁と、ジェンダーの懸案事項に取り組む他の関連する国際機関との枠を超えた連携を強化し、相乗効果を高めること

財政の増強

(l) 男女共同参画及び女性と少女のエンパワーメントの達成のため、アジア太平洋における北京宣言及び行動綱領の完全実施に向け再確認したコミットメントの内容を考慮し、多部門にまたがる方策に資金調達を行うこと、及びこの目標に対して国連システム、特に UN-Women による当該実施の支援が可能となるよう、適切なレベルの資金を確保すること、

(m) 男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するプログラムを、障害のある女性と少女の権利、及び女兒に関するプログラムと調整することにより、重複を避け、乏しい資金を最大限活用すること、

(n) 行動綱領の 12 の重大問題領域に対応する取組的を絞った複数年の資金調達の仕組みを確立、強化するための可能性を検討すること、

(o) 男女共同参画、女性の人権、及び女性と少女のエンパワーメントの実現のため、国内資金の調達、政府開発援助、金融取引に対する課税、民間部門による投資、及び慈善基金の参画などを通し、財源を多様化し、増額すること、

(p) 公共部門の効率的、効果的かつ公平な予算支出を促進するため、ジェンダーに有効に対応する計画及び予算を執行、監視、及び評価すること、

(q) 全ての意思決定のレベル及び全ての部門で、女性のリーダーシップの開発と女性の完全参画とを支援する組織の業務を支え、能力を高めるため、特定財源の仕組み及び/又はプログラムを整備すること、

(r) 投資及びプログラムが確実に女性の利益にかなない、それ故持続可能な開発に寄与するため、国際的な金融機関が政策や手続及び人員配置を検証し、見直すよう奨励すること、また、ブレトンウッズ機関や国連、同様に、その基金やプログラム及び専門機関も、自らのプログラムの有効性を女性と女性の家族の利益にかなうよう強化する目的の下、援助をより効率的かつ効果的に調整するため、現場レベルの対話も含め、定期的に実質的な対話の場を築くよう奨励すること、

(s) 民間部門が、同部門への女性の参画推進も含め、男女共同参画及び女性と少女の地位の向上に更に寄与するよう奨励す

ること、

(t) 男女共同参画、女性の権利、並びに女性及び少女のエンパワーメントを実現するため、ジェンダー監査、ジェンダーレビュー、及び公共部門支出や官民投資の情報の公開も含め、成果に基づき資金配分及び支出を追跡、監視するための仕組み及び手段を整備、強化すること、

説明責任の向上

(u) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に関連するコミットメント、及びポスト2015年国際的な開発アジェンダのジェンダー関連目標とともに、各国の政策立案、計画及び公共における行動綱領の完全かつ効果的な実施に向け、説明責任のシステムを創出し、強化すること、

(v) 男女共同参画の成果に対する地方と国の調整、透明性及び説明責任を支援するため、政府機関と議会、市民社会、官民部門の間で報告及び情報の共有を強化すること、

(w) 政府予算を透明で全ての市民が利用できる公的文書として公表するよう取組を強め、市民社会及び女性団体の政府予算やその成果の追跡活動や監視活動への参加を支援すること、

(x) 女性の権利を促進し、男女共同参画及び女性と少女のエンパワーメントを達成するため、女性や女性団体及び若年女性団体、及び他の市民社会の当事者の、国及び地方の意思決定機関及び意思決定手続への従事を支援すること、

(y) 性、年齢、障害その他の関連するカテゴリーごとの、信頼性が高く、比較可能なジェンダー統計及びデータを、タイミング良く作成、分析及び普及するよう、国の統計部署及びシステムを、財政投資及び技術投資の増強を通じて強化すること、また、政策立案者が、根拠に基づいた政策、プログラム及び計画の決定を行うために利用可能なデータを解釈及び活用するとともに、行動綱領実施の進捗状況を監視する能力を強化すること、

(aa) 国連統計委員会が推奨するジェンダー指標のコアセットを手引きにし、各国政府の要請の下、多国間及び二国間の開発機関の支援を受けるなどにより、公式統計の作成及び普及にジェンダーの視点を統合すること²⁸、

(bb) 行動綱領の完全かつ効果的な実施に向け我々が再確認したコミットメントの適用を評価検討するため、ジェンダー統計に関する国際的及び地域的合意を考慮に入れた上で、国全体として適切で測定可能な目標及び指標を設定すること、

(cc) 行動綱領の実施における進捗状況と成果に関しては、参加型及び包括的な監視、評価及び報告を開発し、かつ強化し、国及び地方のレベルでの男女共同参画に向けた政策、戦略、資源配分及びプログラムを網羅すること、

(dd) 男女共同参画の政策及びプログラムのコミュニケーションを、能力とリテラシーの幅が広い女性及び少女の多様な集団が利用しやすい形式と言語で強化すること、

²⁸ E/CN.3/2013/10 を参照。

より強固なパートナーシップの構築

(ee) 本地域、国及び地方のレベルで行動綱領を完全かつ効果的に実施するため、政府、議会、国連システム、国際組織及び地域組織、非政府組織、学術・教育及び研究機関、民間部門、雇用者団体及び労働者団体、メディア、及び他の関連する当事者が参加する包括的で相互に説明責任のあるパートナーシップを創出、強化すること、

(ff) 重要な政策、プログラム及び予算上の課題について、女性団体などの市民社会グループとの間で調整と相談を行う仕組みを強化し、行動綱領に関する方策の企画、実施及び評価、及び男女共同参画の実績の評価において市民社会の役割と貢献度を高めること、

(gg) 行動綱領を完全かつ効果的に実施する上で、官民パートナーシップなど民間部門の参画を強化すること、

(hh) 行動綱領の実施及び男女共同参画の成果達成のため、プログラム、技術支援、能力開発及び他の方策の開発及び展開に向けた地域調整の仕組みなどを、国連が一体となって展開するのを奨励し、支援すること、また、男女共同参画及び女性のエンパワーメントに向け、国連システムの説明責任を主導、調整及び推進する上でUN-Womenの果たす役割を強化すること、

(ii) 南北協力、南南協力、及び三角協力を、パートナーシップ強化の戦略的手法として支援、拡大し、これを通じた知識と情報の共有、能力の開発、及びプログラムとプロジェクトの実施によって、行動綱領の効果的な実施を強化できるようにすること、

(jj) 障害のある女性と少女を、開発プログラム、及び男女共同参画の政策及びプログラムの中にさらに包摂することを目指している多様な政府系機関の間で、コミュニケーション、調整及び協力を強化すること、

地域協力の強化

58. ESCAPの事務局長に、必要に応じ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関及び他の関係する国連機関との協力を要請する:

(a) 事務局の業務プログラムにおいて、行動綱領及び現在の宣言の完全かつ効果的な実施に対して優先権を与えること、

(b) 行動綱領を調整及び相談を踏まえて実施するに当たり、多部門の政策、戦略、プログラム及びベスト・プラクティスを支援するため、本委員会の加盟国及び準加盟国の間で地域及び小地域の対話及び協力を強化すること、

(c) 行動綱領及び現在の宣言を地域及び国のレベルで実施するに当たり、要請に応じ、ESCAP加盟国及び準加盟国に支援を提供すること、

(d) 行動綱領及びその後のレビューから生じた勧告に現在の

宣言に盛り込まれている勧告も含め、これらの実施に当たって、南北協力、南南協力及び三角協力、並びに加盟国間でベスト・プラクティスを共有することなどの地域協力を促すこと、

(e) 本会合の成果を、国連開発グループと協力し、地域調整メカニズムを通して、男女共同参画及び女性のエンパワーメントに向けた地域開発アジェンダに確実に統合すること、

(f) 地域の市民社会との調整を、とりわけ地域の市民社会の参画メカニズムを通して、強化すること、

(g) ESCAP 加盟国及び準加盟国が行動綱領の更なる実施及び現在の宣言の実施における進捗状況のレビューを行うため、地域の政府間会合を 2019 年に開催すること、

(h) 男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合：北京+20 レビューの成果を、アジア太平洋の地域情報として第 59 回国連婦人の地位委員会に提出すること、

(i) 男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合：北京+20 レビューの成果を、国連アジア太平洋経済社会委員会第 71 回総会の検討材料として提出すること、

59. 国際社会が 2015 年以降の新しい開発アジェンダを編纂している間に、全ての国々及び全ての利害関係者が、至急、変革的で包括的なアプローチを通して男女共同参画並びに女性及び少女のエンパワーメントを実現する上で残る重要な課題に取り組むよう要請する。また、男女共同参画、女性のエンパワーメント並びに女性及び少女の人権が、独立した目標として反映され、かつターゲットと指標を通して、持続可能な開発目標についてのオープン・ワーキング・グループの交渉の結果を踏まえた新しい開発枠組みの目標に統合されるよう要請する。